



審議内容の記録（審議経過、結論等）

協議事項

（１）会長・副会長の選出

志木市男女共同参画審議会会長及び副会長は、志木市男女共同参画推進条例施行規則第２条第１項の規定に基づき、委員の互選による選出となる。

これに基づき、令和４年２月１７日付け、志政一人第１９号及び令和４年３月９日付け、志政一人第２０号の通知により、志木市男女共同参画審議会会長及び副会長の選出を行った結果、次の者が選出された。

志木市男女共同参画審議会会長：山口 敬二 氏

志木市男女共同参画審議会副会長：中西 喜代子 氏

（２）令和３年度版志木市の男女共同参画推進状況（年次報告書）について  
各委員からの主な意見は下記のとおりである。

○高齢者年齢別男女別人口の推移について（p. 3）

（委員）

グラフに男女別の割合を追加していただきたい。

（事務局）

グラフに男女別の割合を追加する。

○市役所における女性職員の割合のについて（p. 6）

（委員）

グラフの説明文に、割合と併せて人数も記載していただきたい。

（事務局）

グラフの説明文に、割合と併せて人数を記載する。

○DVに関する相談と保護のについて（p. 7）

（委員）

グラフ数値の出典が明記されていない。

（事務局）

グラフ数値の出典を明記する。

なお、志木市DV対策ネットワーク会議が出典先である。

○2 推進体制について（p. 8）

（委員）

志木市男女共同参画審議会は、令和2年5月22日から6月5日までと令和3年2月26日から3月12日までの2回、書面開催と記載されているが、他の3回の会議は開催日にはあたらないのか。

（事務局）

志木市男女共同参画審議会は、2回の書面開催に加え、3回、通常開催しております。（令和2年7月28日、11月19日、12月17日）

○4 第5次志木市男女共同参画基本計画・具体的取組進捗管理表について  
（p. 10）

（委員）

職員の承認選考試験の受験比率（主査級以上）の女性割合が大幅に下がっている要因は何か。

（事務局）

職員の承認選考試験の受験比率（主査級以上）は、男女ともに、年度ごとに増減をしている。

その中で、令和元年度と令和2年度の数値を比較すると、女性の受験対象者数に大差はないが、受験者数が前年の半分以下となっているため、受験率が大幅に減少している。

考えられる受験者数減の要因としては、受験資格を満たしていても、産前産後休暇や育児休業の取得で休業期間が長くなり躊躇してしまう場合や、子育てがひと段落するまではと消極的になってしまう場合などが考えられる。

今後においても、引き続き、対象者の話も聞きながら、受験勸奨に努めていく。

(委員)

令和2年度版志木市の男女共同参画推進状況（年次報告書）のp.11記載の「評価結果」を再掲載していただきたい。

(事務局)

p.11に、令和2年度版志木市の男女共同参画推進状況（年次報告書）の「評価結果」を再掲する。

なお、第5次志木市男女共同参画基本計画の総括となるため、令和元年度数値における評価結果となる。

○5 基本計画体系別関係事業実施状況について

(委員)

「令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止・縮小となり、リモート開催に努めた」等の記載をしてはどうか。

(事務局)

「事業実績」の欄において、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止・縮小、リモート開催の有無等の記載があるため、別途の記載は行わない。